

平成22年第2回足寄町議会定例会議事録(第3号)

平成22年 6月17日(木曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一将君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 意見書案第 2 号 2011 年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2 分の 1 復元など教育予算の確保を求める意見書（文教厚生常任委員会）＜ P 4 ＞
- 日程第 2 意見書案第 4 号 持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書（総務産業常任委員会）＜ P 4 ＞
- 日程第 3 議案第 73 号 平成 22 年度足寄町一般会計補正予算（第 3 号）＜ P 4 ～ P 5 ＞
- 日程第 4 会議案第 1 号 足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について＜ P 5 ～ P 13 ＞
- 日程第 5 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会）＜ P 13 ＞
- 日程第 6 閉会中継続調査申出（議会運営委員会）＜ P 13 ～ P 14 ＞
- 追加日程第 1 会議案第 1 号「足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」の撤回の件＜ P 13 ＞

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日6月16日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日6月17日、最初に6月8日の本会議において文教厚生常任委員会に付託いたしました意見書案第2号、総務産業常任委員会に付託いたしました意見書案第4号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第3号）について、即決で審議いたします。

次に、会議案第1号について、即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申し出について審議をいたします。

以上で、本定例会の審議はすべて終了いたしますので、本日をもって閉会する予定でございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 動議を提出いたします。

6月11日に議会の改革についての要望書

を出したところですが、その回答は、全体で話すこともなく、傍聴者を除外して、そして回答するということになりましたが、それについて納得できないので、動議します。議会運営委員会で、一般質問の取り下げをしないことについての動議です。

第2回定例会において、矢野利恵子を含む合計3人の議員の一般質問が、議会運営委員会で取り下げられました。このような異常事態は過去にはあり得ないことでした。議員みずからその活動を狭めることのないよう、次のことを日程に追加し、議題に供するよう動議いたします。

一つ、議会事務局が受理した一般質問については、かつてのようにそれを尊重し、議会運営委員会で取り下げないこと。これについて、議員の皆さんで話し合いをしていただくよう動議いたします。

議長（吉田敏男君） ただいま、矢野利恵子君から動議が提出をされました。

この動議は、1名以上の賛成者が必要でございます。賛成の方は挙手を願いたいと存じます。

（賛成者挙手）

議長（吉田敏男君） 賛成者が1名以上ありますので、成立をいたしました。

日程追加の議決

議長（吉田敏男君） 矢野利恵子君の動議を日程に追加し、追加日程として議題にしたというふうに思っております。

このことについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。

この動議に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 5名でございます。よって、このことは否決をされました。

意見書案第2号

議長（吉田敏男君） 日程第1 意見書案第2号2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復

元など教育予算の確保を求める意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第2号2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第2号2011年度予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元など教育予算の確保を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第4号

議長(吉田敏男君) 日程第2 意見書案第4号持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見書案第4号持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号持続可能な北海道農業の確立に関する要望意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第73号

議長(吉田敏男君) 日程第3 議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,637万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,294万2,000円とするものでございます。

補正予算の内容であります。3点について追加補正をお願いしてございます。

まず、歳出の8ページになりますが、8ページの総務費におきまして、前代表監査委員星野氏より、社会福祉に役立てていただき

たいということで300万円の寄附がございましたので、基金に積み立てる措置。

次に、農林水産業費におきまして、農業協同組合が事業主体となって、北海道地域づくり総合交付金を活用し耕畜連携推進を図るため、バイオガス発酵処理施設に固液分離施設を設置する所要の補正。また、カムイ口線林道におきまして路側施設の欠損を発見したために、応急補修経費並びに修復のための調査設計費等を計上させていただきました。

これらの歳出経費の財源といたしましては、歳入において交付金、寄附金のほか、財政調整基金にて調整させていただきました。

以上で、議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

8ページをお開きください。歳出から進めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 歳出総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 6ページ、歳入に入ります。

歳入一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 歳入総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 全体に対する総括、

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第73号平成22年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。10時30分再開といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時37分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

会議案第1号

議長（吉田敏男君） 日程第4 会議案第1号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました会議案第1号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

足寄町議会の議員の定数を定める条例、平成14年条例第28号の一部を次のように改正いたします。足寄町議会の議員の定数を定める条例中「15人」を「13人」に改める。

提案理由を申し上げます。

足寄町議会の議員の定数については、議会及び委員会機能の維持、行政面積を考慮する等を総合判断して削減することといたしました。

附則として、この条例は平成23年1月1日以降、初めてその期日が告示される一般選挙から施行するといたしました。

以上で、会議案の報告を終わらせていただきます。よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 先日の新聞報道の後、改革委員会と話し合ったその結果が新聞報道にありまして、そこで、改革委員会としての意見としまして、町民との対話は考えていないとの御答弁がありまして、それがそっくり新聞報道されました。

私はそのとき名前が出まして、不透明感があるという発言があったというそのせいかどうか、複数の方から電話が参りました、町民の方からですね。それで、どういう電話かという、議会は町民との対話を嫌っているのかと。そして、なぜ対話ができないんだろうか。そして、自分たちも削減には強い関心もあるし、意見も述べたいし、議会側はどうして決まったのか、どういう経過か、そして2減になったのかという話も聞きたいし、おおよそそういう意見でした。経過が聞きたいし、自分も意見を述べたい、その報告会を持たないのは大変な驚きであるという、結論はそういうことでした。

私は何名かの人にまた、電話でなくても、ほかの用事で行きましたときに、2減案の話が出まして、そして、こうなんだもねと、あの新聞が出る前はアンケートとか何らかの報告会があるものと思ってたけども、あの新聞報道で、ないということがわかったというこ

とで、くどくど言いますけども、それに対する不満がありました。

私は、このままだと、せっかく改革委員会が素晴らしい理念のもとに削減案を出したにもかかわらず、町民との間に乖離、隔たりが、たったそのことでできちゃまずいんでないかなという懸念を持ったものでございます。せっかくいいことでも、密室で行われているというような印象を与えるのではないかなと思うわけです。

町民の方が何と言おうと、ちゃんとした改革、2減に対する理念と丸で示されたこの間の5項目、それがしっかりとあるわけですから、それを自信を持って町民の方に説明することはできるし、そして理念を述べるべきでないかなというふうに思いまして、今回も決議をとるということで、2減案にはおおむね賛成なんですけども、対話しないということに対するそういう町民の意見等、たしか建前かという、結論を出すのに大変困ると。

私は思うのですが、来年4月の実施に対して、こんなに早く何で6月にしなきゃいけないのかなと、法律的なことはわからないので疑念に思うんですけども、できれば9月に、定例会もしくは臨時議会を開いてもいいから、もう少し間をあけて全体でもっと論議をして、また町民との対話もその間に接触もあるのならなおいいし、町民への何らかのアクションも起こすことも可能だし、9月にこの決議をできないか、お尋ねいたします。

議長（吉田敏男君） この件につきまして、委員長答弁できますか、範疇を超えていますか。

他の方の質疑を受けたいと思います。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 私は、高道議員と同じ、本当にこれを9月に持っていくことができないのかと。その間に町内の人たちの意見を聞く機会を設ける、これはぜひやらなければならないと思う。そうでないと、本当に議会は一体何やっているんだ、何やっているかわからないと、自分たちがまるで参加しな

いところでいろいろなことを決めていくと。

私は、20人だろうと30人だろうと10人だろうと構わないと思う。やはり、それは町民がどう思うか。そして、それが地方自治法と照らし合わせてどのような整合性を持っていくのか、そういうことも踏まえながら、一番大切なのは町民の意見だと思う。

9月に延期し、そしてその間に町民の意見を聞く機会を設けてやること。要するに、そういうように議運で取り計らって、話し合いをしてもらうことはできないのか、お尋ねします。

議長（吉田敏男君）他に同様な意見をお持ちの方はございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君）お二人の方が意見を述べているわけですから、まず提出者の議運の委員長さんが答弁するかどうかわかりませんが、その答弁をもらってから私は再質問したいと思います。

議長（吉田敏男君）提出者井脇昌美君、答弁。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君）提出者として答弁というよりも、議長、できれば時間をちょっといただきまして、特別委員会という、今まで重い重い時間をかけて協議した経過があるものですから、委員長さんとの協議をまたとらせていただければありがたいと思いますけど、いかがなものでしょうか。

議長（吉田敏男君）今、委員長のほうからもお話もありました。会議案の提出者は、内規によりまして井脇議運の委員長というふうになっておりますけども、この本来の関係からいきますと、活性化委員会の委員長の答弁が必要になってくるかもしれません。そういった意味も含めて、ここで暫時休憩をさせていただいて、取り進めを決めていきたいというふうに思っていますので、11時まで休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時19分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君）ただいま議会運営委員会が開催をされました。その会議の結果の報告をいただきたいと存じます。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君）大変時間をおとりいただきまして、まことに申しわけございませんでした。

ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果の報告をさせていただきます。

会議案第1号に対しまして、皆さんにより貴重な御意見が2件出され、またその意見の内容によってはもう1点、2点、またそのほかの各議員さんも質問なされたいという意味が今お伺いをされたわけでございます。

そして今、議会運営委員会の協議の中で、これは改革活性化特別委員会という中のかかわりが重大なものですから、この会議案の上程も含め、意思決定、議案の扱い等々も、皆さんの御意見を慎重に承り扱うべきだということで、再度、改革活性化特別委員会に。

今、議会運営委員会で協議された件なものですから、改革活性化特別委員会のメンバー全員そろいまして、ただいまの皆さんから承りました御意見に対して協議を再度重ねるという決定に至ったものですから、議会運営委員会の協議の結果の報告として、そのような方向でゆだねるということに決定いたしましたので、とりあえずその経過によってこの会議案等々も含めた中で取り扱い、意思決定を再度皆さんの前で引き続きさせていただきまので、よろしく御承知の上、お願い申し上げます。

議長（吉田敏男君）これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会議案第1号

議長（吉田敏男君）ただいま会議案第1

号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についての件を議題としております。その中で、ただいまは質疑の関係でございます。

先ほど、11番後藤議員から、先ほどの2名の議員の質疑を聞いてからという話もございました。そういったこともございます。

先ほど議会運営委員会の委員長が申し上げましたとおり、会議案の内規によりまして、提案者は井脇委員長というふうになっておりますけれども、このことの前段を考えますと、特別委員会がすべてのことを承知してこのことを決定しておりますので、特別委員会の委員長のほうからお答えをいただきたいというふうに思います。

特別委員会委員長 菊地一將君。

議会改革・活性化等調査特別委員会委員長（菊地一將君） ただいまの2名の方の質問に対しましてお答えいたします。

委員会条例では、委員会で議論のなかったことを、本会議において、委員長といっても答弁はできないことになっております。

それで、一応委員会では、ああいう前回の懇談会のような形で決定をさせていただきました。それで、ここで委員長がどうするかという答弁は、今の段階ではできません。

それで、委員会に持ち帰って、再度委員会で協議をいたしまして結論を出していきたいと、こう思っております。

以上です。

議長（吉田敏男君） ただいま、委員長のほうから答弁がございました。これに関し、11番後藤議員の発言を許します。

11番（後藤次雄君） そうすると、今回会議案第1号を出されましたね。この取り扱いはどうなるのですか。これを出した以上はね、ここが重要だと思うんですね。改めて質問されたからまた活性化特別委員会に戻すというのは、どういう理由でそうなるのか、私はちょっとわからないんですけどね。私は、これは重たいと思っていますから。

だから、当然私は、先ほど2名の方が発言したら提案者の議運の委員長が答弁されると思ってましたので、そういう意味で先ほど発言したんですけど、それが今度変わって、活性化委員会の中で扱うということになると、これはどうなんですかね、1回提案したものが。理屈でなくて、私はちょっとわからんものですから、教えてもらいたいと思います。

議長（吉田敏男君） もう既に議員の皆さん方も御承知のとおりだと思いますけれども、今まで特別委員会からの中間報告をいただきまして、もう2度オープン議論をさせていただいております。そういった中で、今のような発言はなかったことも事実であります。しかし、このことは特別委員会としても町民に直接広聴会を開いたり、あるいはアンケート調査をしたり、そういったことがなされてなかったことも含めて、いろいろと皆さん方から疑問を呈されたことも、これまた事実なんですね。

それで、きょうのこの段階におきましても同じようなことでありまして、定数については削減は問題ないのだけど、決定するまでのプロセスに問題が生じるというような言い方だというふうに理解をしていますけども、そういった意味で、今の議会運営委員会の委員長が発言すればいいんですけども、中では、やはりもっともっと丁寧に町民の皆さんに接するべきでないのかというようなことも発言としてたくさん出されました、実はですね。

そういったことも含めて、きょうこの場で、本来なら後藤議員の言うことが全く合っているわけでありまして、ほかの方々の質疑も十分に受けながら、そして活性化特別委員会のほうに、このことを受けてもう一度どうするか、そして議案の取り扱いも含めて議会運営委員会がどうするかとかということも含めて、考えてまいりたいというふうに思っております。

そういった意味で、質疑の場ですから、皆さん方の意見を出していただいて、そのことを持ち帰りたいということですから、そう

いった意味でお願いをいたしたいと思いません。

他に質疑ございますか。

11番 後藤次雄君。

11番(後藤次雄君) それじゃ、この扱いはどうなるんですか。これを1回取り下げから、活性化委員会の中でやるということなんですか、それとも、これはあくまで生きているということですか。

議長(吉田敏男君) 今の段階では生きているんです。

11番(後藤次雄君) 生きているんだしたら、先ほど言ったみたいに、やっぱり議運の委員長が答弁すべきだと思うんですよ、私はね。そっちへ持っていくというのは、それは議運で決めること。それはいいんですけど、やっぱり扱いとしては私はちょっと納得できない。

だから、これを取り下げて、改めて活性化委員会の中でこういう議論をして、改めて出してくるというのならわかりますよ。だけど、これを出して、提出者が答弁しないで、そしてそっちに任せるといったら、どうということだか私はちょっと理解できないんですよ、そんなこと言われても。

議長(吉田敏男君) 私が答弁することが適当かどうかということももちろんありますけれども、後藤議員のおっしゃることは全くそのとおりなんですけれども、できる限り、先ほど申し上げましたように、このことを決定し、そして皆さん方にお諮りをし、そしておおよその理解を得たということだったと思うんですが、その段階で、きょうのこの条例提案になりましたということなんです。

それで、今は条例提案の質疑の段階ですから、質疑の段階でいろんなことが皆さん方からなされてきておりますので、そのことを踏まえて、どうするかということ。本来ならそういうことはあり得ない話だと思うんですけども、考えていきたいということが、今の議会運営委員会の中での決定なんです。

ちょっとわかりづらいですか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) わかりにくいんですけど、要するに、今回は審議するのをやめて、まず取り下げというか、そういう形でやって、また再度審議して提出してくれるということなんですか。

議長(吉田敏男君) 今の関係、後藤さんも言われました、それから矢野さんの発言もごさいますけれども、できる限り会議案そのものは全会一致ぐらいのところで決めていくというのが本来の姿だというふうに思っております。しかし、今、皆さん方からの意見の中でそういったことも出てまいりましたので、13名に減員するという変えかどうかということは、ちょっと難しいことなのかというふうに思っておりますけれども、そこまで町民の皆さんに対する説明行為だとか、あるいは意見を聞く行為だとか、そういったことで意見を聞く行為になってきますと、もっともっと減員すれとか、増員すれはないと思いますけれども、いろんな意見が出てくるんだと思います。

そういった意味で、先ほど言いましたように、もう少し町民に優しく、皆さん方にわかりやすくということの中で取り進めをしていきたいというのが、先ほどの議会運営委員会での決定なんです。

7番 熊澤芳潔君。

7番(熊澤芳潔君) ということは、この場で今それぞれ提案されて決定されるということの前提の中で、今、皆さんから御意見をいただいた中のことを十分にお聞きしながら、委員会として再度また持ち帰っていただいて、皆さんに御理解をいただくようにまた運営委員会を開くということですか。

議長(吉田敏男君) 今の段階ではそういうことだと思います。

7番 熊澤芳潔君。

7番(熊澤芳潔君) 一方では、皆さんの意見は大体賛成のほうですよというようなことも話があったんですけどもね。ちょっとわかりづらいのですが、議長としてきちっと取

り計らってもらわなかったら。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まず、今の説明で、話せば話すほどわからないと両隣でおっしゃっているんですね。

わからないということで、まず原則から言うと、今出している会議案は、諮問を審議した機関が決めた意思決定を手続行為の中で議運の委員長が提案してるわけですよ。きょうみたいなケースはほとんどないんですよ。議会にかかわることは、全会一致でほとんど今までやってきたんだ、議運の意思決定の全会一致ですけども。そういう事案にかんがみていたところ、本日、この条例案が一定の諮問審議機関、つまり改革活性化特別委員会の意思決定に基づいて議会運営委員会に出され、議会運営委員会委員長が提案者として、会議案ですから議運の委員長が出したと。

ところが、そこでこの会議案について、結論ではなくて、改革活性化特別委員会の一連の意思決定に基づいて、そのことがマスコミ報道された。それを受けて住民が、15が13になるとということよりも、主権者たる我々町民と直接一度もお話がなくて、耳を傾けることなく意思決定したのはいかなものだろうかという疑問を呈されたということが、本日の13番議員の質疑の趣旨なんですよ。

そこで、そういうことを踏まえて、ここでこの議案をどうするかということは、今、上程しているわけですから、そうすると、この上程している内容が、活性化改革特別委員会の意思決定に基づき、そして手続行為が議運の委員長で上程して提案している内容からいきますれば、当然、このことは提案をすとかしない、引っ込めるなんていうことは、その諮問審議機関たる活性化改革特別委員会が再度、これから質疑が続出するかわかりませんが、そういうことをお聞きした上で、まず、現在提案になっているのはそのままにしておいて、聞いた上で休憩をして、そして意

思決定を再度して、この提案のままで、賛成多数で持っていくのか。また、質疑者がおっしゃっているように、住民の声に一度も耳を傾けることなく賛成多数で持っていくのか。

改革特別委員会の関係、それを受けて議運が提案した、私もメンバーの1人です。それでは余りにも丁寧さに欠けるのではないかと。そういう意思ということも再度考慮を、結論が仮に同じだったとしてもね。手続行為上、この改正条例が出ている、これは、現段階において休憩をして、これからどの程度質疑が出るかわかりませんが、出て、それを踏まえて、休憩中に改革特別委員会を踏まえた中で、一定の各議員からの本日出た、主権者たる意思というものをそんたくして、どうしようかということを決意決定しよう。

その結果として、結論は別として、一定の町民の声に耳を傾けることそのものの行為をすとかしないとか、しようじゃないかとかと、そういうことは活性化特別委員会にと。

そうすると、今出されているこの条例案というのは平成23年1月1日施行で、来月の7月1日からの施行でないわけだから、当然、13番議員おっしゃる9月の定例会まで、それだけの耳を傾ける期間を設けても一つのことのできると。そういうことが改革活性化特別委員会の結論になれば、議運の委員会に申し出て、本日の条例案は撤回させていただいて、撤回の理由は、活性化特別委員会の中で、本日の質疑を受けて、もう少し内容を精査した上で再度9月定例会に提案するということがあり、撤回をさせていただくと。こういう形の手続行為がなされていくのですよね。だから、そのことでいいのかどうかも、皆さん方の意見を。

私は、基本的には、議運もそうですけど、議員の個々にかかわることについて賛成多数というのはやっぱりすべきでないと思っているんですよ。結論ありきでなくて、プロセスに問題あるとおっしゃってるわけだから。

一番問題は、町民の皆さんからもう少し... マスコミ報道で議会の意思決定が報道さ

れた後、住民に耳を傾けないところにやっぱり問題点があるということを議員の方がおっしゃっていることを踏まえて、我々はそれを踏まえてやっぱり活性化委員会が……。

委員長が先ほど答弁をちょっとされておりまして。今までは、委員会で意思決定しており、そんなことはありませんと、広聴会開く予定ありませんと、これは特別委員会の意思決定でそのとおり、全体の中の2回ほど、内容は中間報告であり、1度は委員会主催の残りの委員さんとの意見交換の場でそういう答弁はしてありましたけどね。この局面に至っては、やっぱりそういうことも選択肢にあってもしかるべきでないかということも、先ほど議会運営委員会で話したことから。

それでいいということになれば、他の議員はどれぐらい発言が有るでしょうかと、そういうことの手続を進めることが必要でないかなと思うんですね。

議長（吉田敏男君） 今、高橋議員のほうからもお話がありましたけれども、ここで質疑を他の議員からもお受けいたしたいと思えます。その後、今のお話にありましたような活性化特別委員会をお開きいただいて、そして、その後どうするかということも含めて考えていきたいというふうに思っております。

そういった意味で、他の議員さん方の質疑をお受けいたしたいと存じます。

7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） 今、高橋議員からのお話がありました。

それで、私としましては、ある程度の方がこのことに対してはやっぱりもう少し議論をしたほうがいいと、しかも、町民の皆様との広聴会も含めた形の中で、もう1回委員会としてやっていただけないかというようなことの発言が大かと思えますので、そういう形の中で、今回の提案は保留の形で進めていただいたらどうでしょうか。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございま

せんか。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 私も、高道議員と同じ意見なんですけれども、この間も改革委員会の前でお話ししましたけども、やはりプロセスの問題ではないかということなんです。

多くの意見をいただければいただくほどいろんな意見も出てきます、人数のこと。でも、最終的に決定するのは議員でありますのでね、そのところは、きちっとした自分たちの考えは別に曲げることなくしていただいて結構なんですけれども、やはり町民の方の御意見を聞くということは、2減ということは400名から500名の方の意思が伝わらなくなるわけですよ。そういうところも大きく受けとめて、きちっと話をまず聞いて、9月でも間に合うのであれば、9月で決定していただいても結構なんです。

13名という結論は、私も別に反対ではないのですけれども、今までの中間報告が遅かったということと、その間に議論がなされなかったということが私たちの持つ意見なものですから、そのところで、1度皆さんの御意見を聞く機会を与えてもらって、そういう意見交換会を持つ機会を与えていただいて、それから結果を出していただいてもいいのではなからうかと思えます。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） 先ほどの質疑の中で、保留でなく撤回ですね。撤回していただくということで、よろしく願います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑は。

5番 木村明雄君。

5番（木村明雄君） まず特別委員会、これについては皆さんと協議をしたのが2回なのかな。そういう形の中で協議はしたと。だから、これから先に向けて、私もこれについては意見を述べさせていただいていると。そして、2回やっている中で、同じことをまたここで私が言うということにはならないだろうなということも考えている。それと、やは

り付託をしてお願いをしながら来たわけだから、それについては尊重しなければならないということもわかっております。しかしながら、私は一言だけ言わせていただきます。

私も、ことしで議員をさせていただいて4年目を迎えている。そこで、4年前、その前は18名いた、そして私が町議になるときに15名になったと。そして4年後、来年の春、今度は2名削減をすると。このことについて、足寄は本当に選挙があるたびに削減していったいいのかわかるのかということ、これはやはり皆さんで考えてみなきゃならない問題でないのかなと。ということは、足寄は先に削減をしていたのだと。陸別が削減をしたから、本別が削減をしたから、ムードでこうなっているから足寄も削減をしなければならないというようなことは、私は間違っているんでないかと、そんなふうに思うわけでございます。

この間のこの特別委員会の中で、いろいろな話をさせていただいた。その中で、削減をしていくということについて、これ以上削減をしてしまうと、この町議会の中、若い人は出てこれなくなる。そして、じいさんとばあさんの議会になってしまうということについて、私は反対をさせていただきたい、そんなふうに思っているわけでございます。まだ時期尚早でないのかなと、足寄についてはそんなふうに思うわけでございます。

以上です。

議長（吉田敏男君）他に質疑はございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君）私も先ほど13番議員の高道さん、それから8番議員の高橋さんが言ったことは当然のことだと。

それで、私は今まで2回の特別委員会で、今、木村議員が言ったとおり、我々が承認した委員だし、16回もやってもらったということで、それはそのとおりだと思う。ただ、私も定数15が13というのは、それは別に意思決定ですから。ただ、先ほどの議員も

言ったように、プロセスの関係なんですね。

5月7日、それから6月4日の議会を受けて、新聞報道でいろいろ載りましたよね。そうすると、高道議員が言ったみたいに、もう少し町民に聞けないのかと、私の支援者を含めて何人かの方からいろんな意見ももらいました。そういう意味で、私は、先ほど8番議員の高橋さんが言ったとおり、そういうことで取り扱っていただきたいという意見を申し上げておきます。

議長（吉田敏男君）他にございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）それでは、ここで暫時休憩をさせていただきます。休憩中に活性化特別委員会の開催をお願いいたします。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後1時31分 休憩

午後1時38分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君）議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君）たびたびの中断、本当に申しわけございません。

ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、会議案第1号「足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」の撤回の件を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君）これにて、議会運営

委員会委員長の報告を終わります。

日程追加の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおりに日程に追加し、審議することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

会議案第1号

議長（吉田敏男君） 追加日程第1 会議案第1号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の撤回の件を議題にいたします。

井脇昌美君から、撤回についての理由を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま議題となりました会議案第1号の撤回につきまして、このことについて、平成22年第2回足寄町議会定例会に提出いたしました会議案第1号は、次の理由により撤回をしたいので、足寄町議会会議規則第20条第1項及び第2項の規定により請求いたします。

件名、会議案第1号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

撤回理由、議会改革活性化等調査特別委員会からの申し出により、さらに調査を要するためということです。

以上で、会議案第1号の撤回について御説明申し上げました。よろしく御願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

ただいま議題となっております会議案第1号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一

部を改正する条例の撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会議案第1号足寄町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の撤回の件を許可することに決定をいたしました。

所管事務調査期限の延期について

議長（吉田敏男君） 日程第5 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので、同委員会から、次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり、次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

閉会中継続調査申出

議長（吉田敏男君） 日程第6 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付をいたしましたとおり、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

会期中閉会の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会をしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これで、本日の会議を閉じます。

平成22年第2回足寄町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時45分 閉会

平成22年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員